栃木県公報

令和８(2026)年
11月20日(金)
第756号

目　　次

告　　示

○予定保安林…… 809
○県営土地改良事業計画変更の決定…… 809

公　　告

○土地改良区役員の退任…… 810
○基本測量の実施…… 810
○公共測量の実施…… 810
○同…… 811
○同…… 811
○同…… 811

告　　示

栃木県告示第532号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８（2026）年11月20日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

１　保安林予定森林の所在場所
　塩谷郡塩谷町大字船生字袋鳥屋8335
２　指定の目的
　水源の涵養
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第533号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第５項の規定により公告する。

なお、同法第88条第18項において準用する同法第87条第５項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第18項において準用する同法第87条第６項の審査請求をすることができる。

令和８（2026）年11月20日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

事　　業　　名	縦　覧　期　間	審　査　請　求　期　限	所　轄　農　業　振　興　事　務　所
県営粟宮地区土地改良（区画整理）事業	令和８（2026）年11月24日から同年12月21日まで	令和９（2027）年１月５日	下都賀農業振興事務所

（農地整備課）

公　　告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和８（2026）年11月20日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

土　地　改良区名	役職名	退任役員　氏　名	就任役員　氏　名	住　　所	退　任　年月日	就　任　年月日
江川南部土地改良区	理　事	小倉　良一		さくら市金枝169	令和８（2026）.10.2	

（農地整備課）

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第３項の規定により次のとおり公示する。

令和８（2026）年11月20日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

1　作業種類
　基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）
2　作業地域
　益子町及び茂木町の一部
3　作業期間
　令和８（2026）年10月14日から令和９（2027）年３月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、利根川上流河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により次のとおり公示する。

令和８（2026）年11月20日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

1　作業種類
　公共測量（２級基準点測量）
2　作業地域
　利根川上流河川事務所管内
　栃木市、小山市、野木町

3　作業期間
　令和８（2026）年10月20日から同年12月28日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、栃木南部農業水利事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により次のとおり公示する。

令和８（2026）年11月20日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

1　作業種類
　公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量）
2　作業地域
　小山市小薬地内　外
3　作業期間
　令和８（2026）年11月９日から令和９（2027）年１月29日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、栃木市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により次のとおり公示する。

令和８（2026）年11月20日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

1　作業種類
　公共測量（基準点測量）
2　作業地域
　栃木市藤岡町太田地内　外
3　作業期間
　令和８（2026）年10月８日から令和９（2027）年３月30日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、壬生町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により次のとおり公示する。

令和８（2026）年11月20日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

1　作業種類
　公共測量（数値撮影（デジタル）地上画素寸法10cm）
2　作業地域
　壬生町全域
3　作業期間
　令和８（2026）年11月２日から令和９（2027）年２月26日まで

（監理課）
